

課外活動団体所属学生 各位  
保証人 各位

学生支援センター  
所長 宇野 文夫

### 課外活動再開における活動参加の承諾について

平素より、本学の課外活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナ禍の中で課外活動を段階的に再開していますが、本学の課外活動に対する考え方といたしましては、早期の再開を目指すものではありませんが、感染防止対策を確実に講じることを条件に、状況の好転に応じて段階的に活動を再開させていく所存でございます。また、再開については、大学より一方的に許可をするのではなく、活動をする学生そして学生のご家族への安心・安全面への配慮から、その承諾が必要であると考えております。

以上の認識から、本学では先ず別添の「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について（改定）」、および「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」を策定いたしました。活動再開を希望する団体に対しては、先ずはこれらに従った感染防止対策を確実に講じることを条件とし、更に再開の申請にあたっては、「ガイドライン」内の「課外活動参加の条件」を踏まえ、学生及び保証人の方々から、下記の「参加承諾書」をご提出いただくこととしました。

学生及び保証人の皆様におかれましては、課外活動に参加する際には、下記の参加承諾書に署名・押印をいただき、指導者または顧問に提出していただきますよう、お願いいたします。承諾をいただけない場合には、課外活動にご参加いただけませんので予めご了承ください。（その場合は「参加承諾書」の提出は、不要でございます。）

皆様におかれましては、課外活動が満足できない状況が続いておりますが、新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

#### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン〔一部抜粋〕

##### 1. 課外活動参加の条件

以下の条件に当てはまる場合は、課外活動の参加を見合わせてください。

- ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な知人に感染の疑われる方がいる
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
- ・重症化リスクが高いとされる基礎疾患がある（指導者含む）
- ・重症化リスクが高いとされる高齢者や基礎疾患のある人が同居家族にいる  
※基礎疾患とは、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）、透析を受けている方、免疫抑制薬や抗がん薬等を用いている方を指します。
- ・課外活動の実施について部員および保証人の同意がない  
※本人および保証人の意思確認をしていること（申請制 様式 2「部員名簿」、様式 3「参加承諾書」を提出）

・・切取り線・・

#### 参加承諾書

学生支援センター所長 殿

保証人の同意の下、課外活動に参加します。

20 年 月 日

団体名

学生氏名

印

保証人氏名

印

※本人及び保証人が自筆で署名、捺印をしてください。同一筆跡と思われる場合、受付できません。

※本人印と保証人印はそれぞれ異なる印鑑を捺印してください。同一印鑑にて押印されている場合、受付できません。